

令和4年度 経営管理実施権配分計画（旧富士川町域）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和4年9月30日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	経営管理実施権の設定を受ける者		(名称)							(所在地)					
	配F3	(丙)	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村		(名称)							(住所又は所在地)				
		(乙)		富士市長 小長井 義正							静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						備考
1	富士市南松野	1641	142	は	34	山林	0.4568	ヒノキ	64		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
2	富士市南松野	1646	142	は	35	山林	0.5176	ヒノキ	65						
3	富士市南松野	1645	142	は	39	畑	0.0195	ヒノキ	65						
4	富士市南松野	1647-1-1	142	は	30	畑	0.0386	ヒノキ	54						
5	富士市南松野	3062-1	142	に	24	山林	0.5837	ヒノキ	53						
6	富士市南松野	3062-2	142	に	25	山林	0.0264	ヒノキ	72						
			142	に	26		ヒノキ	73							
			142	に	30		スギ ヒノキ	69							
7	富士市南松野	1651-3	142	は	28-1	畑	0.0340	ヒノキ	43						
8	富士市南松野	1651-9	142	は	23	山林	0.1279	ヒノキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市南松野	1641	142	は	34	山林	0.4568	ヒノキ	64				F3-02
2	富士市南松野	1646	142	は	35	山林	0.5176	ヒノキ	65				F3-02
3	富士市南松野	1645	142	は	39	畑	0.0195	ヒノキ	65				F3-02
4	富士市南松野	1647-1-1	142	は	30	畑	0.0386	ヒノキ	54				F3-02
5	富士市南松野	3062-1	142	に	24	山林	0.5837	ヒノキ	53				F3-03
6	富士市南松野	3062-2	142	に	25	山林	0.0264	ヒノキ	72				F3-03
			142	に	26			ヒノキ	73				
			142	に	30			スギ ヒノキ	69				
7	富士市南松野	1651-3	142	は	28-1	畑	0.0340	ヒノキ	43		F3-04		
8	富士市南松野	1651-9	142	は	23	山林	0.1279	ヒノキ	62		F3-04		

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
9	富士市南松野	1670-7	142	は	15	原野	0.0416	スギ	65		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
10	富士市南松野	1660-1	142	は	1	山林	0.0793	ヒノキ	54						
11	富士市南松野	1660-2	142	は	2	畑	0.0459	ヒノキ	50						
12	富士市南松野	1661	142	は	4	山林	0.2598	ヒノキ	47						
13	富士市南松野	1662	142	は	5	山林	0.4429	ヒノキ 広葉樹	47						
14	富士市南松野	1665-1				山林	0.3861								
15	富士市南松野	1665-2				山林	0.0350								
16	富士市南松野	1666				山林	0.1738								
17	富士市南松野	1667-1				山林	0.0717								
18	富士市南松野	1667-2				山林	0.0145								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
9	富士市南松野	1670-7	142	は	15	原野	0.0416	スギ	65				F3-05
10	富士市南松野	1660-1	142	は	1	山林	0.0793	ヒノキ	54				F3-09
11	富士市南松野	1660-2	142	は	2	畑	0.0459	ヒノキ	50				F3-09
12	富士市南松野	1661	142	は	4	山林	0.2598	ヒノキ	47				F3-09
13	富士市南松野	1662	142	は	5	山林	0.4429	ヒノキ 広葉樹	47				F3-09
14	富士市南松野	1665-1				山林	0.3861						F3-09
15	富士市南松野	1665-2				山林	0.0350						F3-09
16	富士市南松野	1666				山林	0.1738						F3-09
17	富士市南松野	1667-1				山林	0.0717						F3-09
18	富士市南松野	1667-2				山林	0.0145						F3-09

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
19	富士市南松野	1696	142	は	44	山林	0.2191	ヒノキ	58		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
20	富士市南松野	1694	142	は	42	山林	0.2608	スギ							
21	富士市南松野	1695	142	は	43	田	0.0300	ヒノキ	65						
22	富士市南松野	1697	142	は	17	畑	0.1890	広葉樹	63						
23	富士市南松野	1699-3	142	は	18	畑	0.0318	タケ							
24	富士市南松野	1700-1	142	は	19	山林	0.1248	タケ							
25	富士市南松野	1700-2	142	は	44	畑	0.0333	ヒノキ	58						
26	富士市南松野	1700-3	142	は	46	畑	0.0251	ヒノキ	58						
27	富士市南松野	1699-4				畑	0.0641								
28	富士市南松野	1699-5				山林	0.0050								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
19	富士市 南松野	1696	142	は	44	山林	0.2191	ヒノキ	58				F3-10
20	富士市 南松野	1694	142	は	42	山林	0.2608	スギ					F3-11
21	富士市 南松野	1695	142	は	43	田	0.0300	ヒノキ	65				F3-11
22	富士市 南松野	1697	142	は	17	畑	0.1890	広葉樹	63				F3-11
23	富士市 南松野	1699-3	142	は	18	畑	0.0318	タケ					F3-11
24	富士市 南松野	1700-1	142	は	19	山林	0.1248	タケ					F3-11
25	富士市 南松野	1700-2	142	は	44	畑	0.0333	ヒノキ	58				F3-11
26	富士市 南松野	1700-3	142	は	46	畑	0.0251	ヒノキ	58				F3-11
27	富士市 南松野	1699-4				畑	0.0641						F3-11
28	富士市 南松野	1699-5				山林	0.0050						F3-11

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
29	富士市南松野	1699-6				畑	0.0012				2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
30	富士市南松野	1699-8				山林	0.0008								
31	富士市南松野	1700-5				山林	0.0447								
32	富士市南松野	1700-8				山林	0.0884								
33	富士市南松野	1700-9				山林	0.0019								
34	富士市南松野	1702-3				畑	0.0161								
35	富士市南松野	1704-1				山林	0.0059								
36	富士市南松野	1704-2				山林	0.0191								
37	富士市南松野	1651-1	142	は	22	山林	0.1259	ヒノキ	58						
38	富士市南松野	1651-7	142	は	28-1	畑	0.0400	ヒノキ	43						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
29	富士市南松野	1699-6				畑	0.0012						F3-11
30	富士市南松野	1699-8				山林	0.0008						F3-11
31	富士市南松野	1700-5				山林	0.0447						F3-11
32	富士市南松野	1700-8				山林	0.0884						F3-11
33	富士市南松野	1700-9				山林	0.0019						F3-11
34	富士市南松野	1702-3				畑	0.0161						F3-11
35	富士市南松野	1704-1				山林	0.0059						F3-11
36	富士市南松野	1704-2				山林	0.0191						F3-11
37	富士市南松野	1651-1	142	は	22	山林	0.1259	ヒノキ	58				F3-13
38	富士市南松野	1651-7	142	は	28-1	畑	0.0400	ヒノキ	43				F3-13

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
39	富士市南松野	3057-1	142	に	13-2	山林	0.0654	スギ	47		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
40	富士市南松野	3057-2			畑	0.0588									
41	富士市南松野	3058				畑	0.0396								
42	富士市南松野	1342	141	ほ	14	山林	0.0449	スギ	54						
43	富士市南松野	1504-1	141	へ	17-1	山林	1.1629	ヒノキ	44						
44	富士市南松野	1504-2	141	へ	26	畑	0.1190	広葉樹	62						
45	富士市南松野	1518-1	141	へ	27	山林	0.5285	広葉樹	65						
			141	へ	28			ヒノキ	55						
			141	へ	29			広葉樹	52						
			141	へ	29-1			スギ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
39	富士市南松野	3057-1	142	に	13-2	山林	0.0654	スギ	47				F3-13
40	富士市南松野	3057-2				畑	0.0588						F3-13
41	富士市南松野	3058				畑	0.0396						F3-13
42	富士市南松野	1342	141	ほ	14	山林	0.0449	スギ	54				F3-14
43	富士市南松野	1504-1	141	へ	17-1	山林	1.1629	ヒノキ	44				F3-14
44	富士市南松野	1504-2	141	へ	26	畑	0.1190	広葉樹	62				F3-14
45	富士市南松野	1518-1	141	へ	27	山林	0.5285	広葉樹	65				F3-14
			141	へ	28			ヒノキ	55				
			141	へ	29			広葉樹	52				
			141	へ	29-1			スギ	55				

整理 番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹種	現 況 林 齢	備考					
46	富士市 南松野	1508	141	へ	16	山林	0.2687	スギ	55		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
47	富士市 南松野	1515-1-2	141	へ	21	山林	0.1447	広葉樹	55						
48	富士市 南松野	1515-3	141	へ	22	畑	0.0145	タケ	62						
			141	へ	24			ヒノキ	38						
49	富士市 南松野	1516-1-4	141	へ	14	畑	0.0310	ヒノキ	64						
50	富士市 南松野	1526-1	141	へ	6-2	畑	0.1051	ヒノキ	50						
51	富士市 南松野	1526-2	141	へ	6-3	畑	0.1709	ヒノキ	52						
			141	へ	6-4			ヒノキ	43						
52	富士市 南松野	1511-1	141	へ	24	原野	0.0198	ヒノキ	38						
53	富士市 南松野	1516-1-6	141	へ	15	畑	0.0095	ヒノキ	64						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
46	富士市 南松野	1508	141	へ	16	山林	0.2687	スギ	55				F3-14
47	富士市 南松野	1515-1-2	141	へ	21	山林	0.1447	広葉樹	55			F3-14	
48	富士市 南松野	1515-3	141	へ	22	畑	0.0145	タケ	62			F3-14	
												141	へ
49	富士市 南松野	1516-1-4	141	へ	14	畑	0.0310	ヒノキ	64			F3-14	
50	富士市 南松野	1526-1	141	へ	6-2	畑	0.1051	ヒノキ	50			F3-14	
51	富士市 南松野	1526-2	141	へ	6-3	畑	0.1709	ヒノキ	52			F3-14	
												141	へ
52	富士市 南松野	1511-1	141	へ	24	原野	0.0198	ヒノキ	38			F3-16	
53	富士市 南松野	1516-1-6	141	へ	15	畑	0.0095	ヒノキ	64			F3-16	

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
54	富士市南松野	1518-3	141	へ	17	畑	0.0267	広葉樹	63		2021.7.20	5.7年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
55	富士市南松野	1652	141	へ	6-1	畑	0.0155	ヒノキ	47		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
56	富士市南松野	1505-6	141	へ	21	山林	0.1401	広葉樹	69						
57	富士市南松野	1516-1-1	141	へ	13	山林	0.7517	ヒノキ	64						
				へ	14			ヒノキ	64						
				へ	15			ヒノキ	64						
58	富士市南松野	1520	141	へ	10	山林	0.2006	ヒノキ	57						
59	富士市南松野	1336	141	に	29	山林	0.6019	スギ	71						
60	富士市南松野	1529-1			30	山林	0.5719	ヒノキ	87						
61	富士市南松野	1529-2			141	に	30-1	畑	0.0297	スギ ヒノキ	29				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
54	富士市 南松野	1518-3	141	へ	17	畑	0.0267	広葉樹	63				F3-16
55	富士市 南松野	1652	141	へ	6-1	畑	0.0155	ヒノキ	47				F3-16
56	富士市 南松野	1505-6	141	へ	21	山林	0.1401	広葉樹	69				F3-17
57	富士市 南松野	1516-1-1	141	へ	13	山林	0.7517	ヒノキ	64				F3-18
			141	へ	14			ヒノキ	64				
			141	へ	15			ヒノキ	64				
58	富士市 南松野	1520	141	へ	10	山林	0.2006	ヒノキ	57				F3-18
59	富士市 南松野	1336	141	に	29	山林	0.6019	スギ	71				F3-18
60	富士市 南松野	1529-1	141	に	30	山林	0.5719	ヒノキ	87				F3-18
61	富士市 南松野	1529-2	141	に	30-1	畑	0.0297	スギ ヒノキ	29				F3-18

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
62	富士市南松野	1532	141	に	31	山林	0.0092	ヒノキ	62		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
63	富士市南松野	1533-1	141	ほ	19	山林	0.5705	ヒノキ	58						
64	富士市南松野	1535-1	141	へ	1	山林	0.2512	ヒノキ 広葉樹	29						
65	富士市南松野	1535-2	141	へ	3	畑	0.0872	ヒノキ	55						
66	富士市南松野	1535-4	141	へ	4	畑	0.0575	スギ ヒノキ	56						
67	富士市南松野	1535-5				畑	0.1180								
68	富士市南松野	1536				畑	0.1580								
69	富士市南松野	1539				畑	0.0284								
70	富士市南松野	1574				山林	0.2327								
71	富士市南松野	1502	141	へ	31	山林	0.4684	ヒノキ	52						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
62	富士市南松野	1532	141	に	31	山林	0.0092	ヒノキ	62		[Redacted]		F3-18
63	富士市南松野	1533-1	141	ほ	19	山林	0.5705	ヒノキ	58				F3-18
64	富士市南松野	1535-1	141	へ	1	山林	0.2512	ヒノキ 広葉樹	29				F3-18
65	富士市南松野	1535-2	141	へ	3	畑	0.0872	ヒノキ	55				F3-18
66	富士市南松野	1535-4	141	へ	4	畑	0.0575	スギ ヒノキ	56				F3-18
67	富士市南松野	1535-5				畑	0.1180						F3-18
68	富士市南松野	1536				畑	0.1580						F3-18
69	富士市南松野	1539				畑	0.0284						F3-18
70	富士市南松野	1574				山林	0.2327						F3-18
71	富士市南松野	1502	141	へ	31	山林	0.4684	ヒノキ	52				F3-19

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
			141	へ	32			タケ			2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。	
			141	へ	34			スギ タケ	55						
72	富士市南松野	1716	142	ろ	20	山林	0. 3239	ヒノキ 広葉樹	65		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
73	富士市南松野	1518-2	141	へ	18	山林	0. 4046	広葉樹	72						
74	富士市南松野	1518-4	141	へ	20	畑	0. 0297	ヒノキ	61						
75	富士市南松野	1528	141	へ	5	山林	0. 4800	ヒノキ	52						
			141	へ	7			スギ ヒノキ	53						
76	富士市南松野	1568-2	141	に	30	山林	0. 1008	ヒノキ	53						
77	富士市南松野	1341	141	へ	8	山林	0. 0109	スギ	61						
78	富士市南松野	1519-1	141	へ	9	山林	0. 6221	広葉樹	67						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			141	へ	32			タケ					
			141	へ	34			スギ タケ	55				
72	富士市南松野	1716	142	ろ	20	山林	0.3239	ヒノキ 広葉樹	65				F3-20
73	富士市南松野	1518-2	141	へ	18	山林	0.4046	広葉樹	72				F3-21
74	富士市南松野	1518-4	141	へ	20	畑	0.0297	ヒノキ	61				F3-21
75	富士市南松野	1528	141	へ	5	山林	0.4800	ヒノキ	52				F3-21
			141	へ	7			スギ ヒノキ	53				
76	富士市南松野	1568-2	141	に	30	山林	0.1008	ヒノキ	53				F3-21
77	富士市南松野	1341	141	へ	8	山林	0.0109	スギ	61				F3-22
78	富士市南松野	1519-1	141	へ	9	山林	0.6221	広葉樹	67				F3-22

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
79	富士市南松野	1522	141	へ	11	山林	1.1295	スギヒノキ	56		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
80	富士市南松野	1527-1	141	へ	5	山林	0.0119	ヒノキ	52						
81	富士市南松野	1651-4	142	は	24	畑	0.1623	スギ	62						
82	富士市南松野	1519-4	141	へ	11	山林	0.1583	広葉樹ヒノキ	56						
83	富士市南松野	1638-1	142	に	15	山林	0.0839	広葉樹スギ	61						
84	富士市南松野	1648-7	142	は	29-1	山林	0.2816	ヒノキ	57						
85	富士市南松野	1649-1	142	は	33	山林	0.0360	スギ	63						
86	富士市南松野	3136	142	に	27	山林	0.0770	スギ	72						
87	富士市南松野	1338-2	141	ほ	9	山林	0.0085	広葉樹	34						
88	富士市南松野	1344-1	141	ほ	10	山林	0.2909	ヒノキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
79	富士市南松野	1522	141	へ	11	山林	1.1295	スギヒノキ	56				F3-22
80	富士市南松野	1527-1	141	へ	5	山林	0.0119	ヒノキ	52				F3-22
81	富士市南松野	1651-4	142	は	24	畑	0.1623	スギ	62				F3-24
82	富士市南松野	1519-4	141	へ	11	山林	0.1583	広葉樹ヒノキ	56				F3-25
83	富士市南松野	1638-1	142	に	15	山林	0.0839	広葉樹スギ	61				F3-26
84	富士市南松野	1648-7	142	は	29-1	山林	0.2816	ヒノキ	57				F3-26
85	富士市南松野	1649-1	142	は	33	山林	0.0360	スギ	63				F3-26
86	富士市南松野	3136	142	に	27	山林	0.0770	スギ	72				F3-26
87	富士市南松野	1338-2	141	ほ	9	山林	0.0085	広葉樹	34				F3-27
88	富士市南松野	1344-1	141	ほ	10	山林	0.2909	ヒノキ	62				F3-27

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
89	富士市南松野	1344-2	141	ほ	11	山林	0.0271	ヒノキ	63		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
90	富士市南松野	1534-2	141	へ	2	山林	0.2376	ヒノキ	34						
			141	へ	3			ヒノキ	55						
91	富士市南松野	1519-6	141	へ	11	山林	0.0958	広葉樹	56						
92	富士市南松野	1345-1	141	ほ	12	山林	0.4833	ヒノキ	44						
93	富士市南松野	1345-2				畑	0.1090								
94	富士市南松野	1346				山林	0.0158								
95	富士市南松野	1670-31	142	は	13	山林	0.0462	広葉樹	30						
96	富士市南松野	3148-1	142	と	2	山林	0.1507	スギ ヒノキ	62						
97	富士市南松野	3148-2				山林	0.1537								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
89	富士市南松野	1344-2	141	ほ	11	山林	0.0271	ヒノキ	63				F3-27
90	富士市南松野	1534-2	141	へ	2	山林	0.2376	ヒノキ	34				F3-30
					3			ヒノキ	55				
91	富士市南松野	1519-6	141	へ	11	山林	0.0958	広葉樹	56				F3-31
92	富士市南松野	1345-1	141	ほ	12	山林	0.4833	ヒノキ	44				F3-32
93	富士市南松野	1345-2				畑				0.1090			F3-32
94	富士市南松野	1346				山林				0.0158			F3-32
95	富士市南松野	1670-31				142				は	13	山林	0.0462
96	富士市南松野	3148-1	142	と	2	山林	0.1507	スギ ヒノキ	62				F3-33
97	富士市南松野	3148-2				山林				0.1537			F3-33

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
98	富士市南松野	3148-3				山林	0.1824				2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
99	富士市南松野	1659	142	は	6	山林	0.3259	スギヒノキ	54						
100	富士市南松野	1517-2	141	へ	13	畑	0.1044	タケ							
101	富士市南松野	1519-3	141	へ	17	山林	0.1398	広葉樹	63						
102	富士市南松野	1505-4	141	へ	25	山林	0.1196	スギ	62						
103	富士市南松野	1519-5	141	へ	11	山林	0.0433	広葉樹ヒノキ	56						
104	富士市南松野	1530-1	141	へ	6-1	山林	0.0654	スギヒノキ	65						
105	富士市南松野	1530-2				畑	0.1293								
106	富士市南松野	1530-3				山林	0.0651								
107	富士市南松野	1530-4				畑	0.1058								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
98	富士市 南松野	3148-3				山林	0.1824						F3-33
99	富士市 南松野	1659	142	は	6	山林	0.3259	スギ ヒノキ	54				F3-35
100	富士市 南松野	1517-2	141	へ	13	畑	0.1044	タケ					F3-36
101	富士市 南松野	1519-3	141	へ	17	山林	0.1398	広葉樹	63				F3-36
102	富士市 南松野	1505-4	141	へ	25	山林	0.1196	スギ	62				F3-37
103	富士市 南松野	1519-5	141	へ	11	山林	0.0433	広葉樹 ヒノキ	56				F3-37
104	富士市 南松野	1530-1	141	へ	6-1	山林	0.0654	スギ ヒノキ	65				F3-37
105	富士市 南松野	1530-2				畑	0.1293						F3-37
106	富士市 南松野	1530-3				山林	0.0651						F3-37
107	富士市 南松野	1530-4				畑	0.1058						F3-37

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
108	富士市南松野	1531-1				山林	0.0323				2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)			
109	富士市南松野	1531-2				畑	0.0614								
110	富士市南松野	1535-3	141	へ	3	山林	0.0148	ヒノキ	55		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。
111	富士市南松野	1647-1-2	142	は	30	畑	0.0585	広葉樹スギ	54						
112	富士市南松野	1647-3	142	は	31	畑	0.1560	広葉樹スギ	49						
113	富士市南松野	1647-4				山林	0.0657								
114	富士市南松野	1651-2	142	は	28-1	山林	0.1761	ヒノキタケ	43						
115	富士市南松野	1492-1	141	と	5	山林	0.0743	ヒノキ	54						
116	富士市南松野	1492-3	141	と	6	畑	0.1087	ヒノキ	55						
117	富士市南松野	1492-4	141	と	9	山林	0.0072	ヒノキ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
108	富士市南松野	1531-1				山林	0.0323						F3-37
109	富士市南松野	1531-2				畑	0.0614						F3-37
110	富士市南松野	1535-3	141	へ	3	山林	0.0148	ヒノキ	55				F3-37
111	富士市南松野	1647-1-2	142	は	30	畑	0.0585	広葉樹スギ	54				F3-39
112	富士市南松野	1647-3	142	は	31	畑	0.1560	広葉樹スギ	49				F3-39
113	富士市南松野	1647-4				山林	0.0657						F3-39
114	富士市南松野	1651-2	142	は	28-1	山林	0.1761	ヒノキ タケ	43				F3-39
115	富士市南松野	1492-1	141	と	5	山林	0.0743	ヒノキ	54				F3-40
116	富士市南松野	1492-3	141	と	6	畑	0.1087	ヒノキ	55				F3-40
117	富士市南松野	1492-4	141	と	9	山林	0.0072	ヒノキ	57				F3-40

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
118	富士市南松野	1492-5	142	い	1	畑	0.0036	広葉樹 タケ	66		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
119	富士市南松野	1496				山林	0.1464								
120	富士市南松野	1534-1	141	へ	2	山林	0.0138	スギ	55						
121	富士市南松野	1637-1	142	に	15	山林	0.0680	スギ	55						
122	富士市南松野	1299	141	ほ	8	原野	0.1428	広葉樹	53						
123	富士市南松野	1295	141	ほ	2	田	0.0426	広葉樹	62						
124	富士市南松野	1296	141	ほ	3	山林	0.0171	広葉樹	70						
125	富士市南松野	1297	141	ほ	4	山林	0.1166	ヒノキ	54						
126	富士市南松野	1298	141	ほ	5	山林	0.1054	ヒノキ	55						
127	富士市南松野	1300	141	ほ	6	雑種地	0.1305	ヒノキ	42						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
118	富士市南松野	1492-5	142	い	1	畑	0.0036	広葉樹 タケ	66				F3-40
119	富士市南松野	1496				山林	0.1464						F3-40
120	富士市南松野	1534-1	141	へ	2	山林	0.0138	スギ	55				F3-40
121	富士市南松野	1637-1	142	に	15	山林	0.0680	スギ	55				F3-40
122	富士市南松野	1299	141	ほ	8	原野	0.1428	広葉樹	53				F3-41
123	富士市南松野	1295	141	ほ	2	田	0.0426	広葉樹	62				F3-43
124	富士市南松野	1296	141	ほ	3	山林	0.0171	広葉樹	70				F3-43
125	富士市南松野	1297	141	ほ	4	山林	0.1166	ヒノキ	54				F3-43
126	富士市南松野	1298	141	ほ	5	山林	0.1054	ヒノキ	55				F3-43
127	富士市南松野	1300	141	ほ	6	雑種地	0.1305	ヒノキ	42				F3-43

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
128	富士市南松野	1301-1	141	ほ	7	山林	0.0284	スギ	71		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
129	富士市南松野	1301-3	141	ほ	8	山林	0.0317	広葉樹	53						
130	富士市南松野	1334-1	141	ほ	8-1	山林	0.3024	ヒノキ	56						
131	富士市南松野	1334-2				山林	0.0128								
132	富士市南松野	1334-3				山林	0.0297								
133	富士市南松野	1334-4				山林	0.1140								
134	富士市南松野	1338-1				山林	0.8509								
135	富士市南松野	1344-3				山林	0.0085								
136	富士市南松野	1534-3	141	へ	3	山林	0.0657	ヒノキ	55						
137	富士市南松野	1668-1	142	は	4	田	0.0720	広葉樹	20						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
128	富士市南松野	1301-1	141	ほ	7	山林	0.0284	スギ	71				F3-43
129	富士市南松野	1301-3	141	ほ	8	山林	0.0317	広葉樹	53				F3-43
130	富士市南松野	1334-1	141	ほ	8-1	山林	0.3024	ヒノキ	56				F3-43
131	富士市南松野	1334-2				山林	0.0128						F3-43
132	富士市南松野	1334-3				山林	0.0297						F3-43
133	富士市南松野	1334-4				山林	0.1140						F3-43
134	富士市南松野	1338-1				山林	0.8509						F3-43
135	富士市南松野	1344-3				山林	0.0085						F3-43
136	富士市南松野	1534-3	141	へ	3	山林	0.0657	ヒノキ	55				F3-43
137	富士市南松野	1668-1	142	は	4	田	0.0720	広葉樹	20				F3-44

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
138	富士市南松野	1668-2	142	は	13	畑	0.0446	スギ	20		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
139	富士市南松野	1668-3			田	0.0492									
140	富士市南松野	1668-5				畑	0.0231								
141	富士市南松野	1339-1	141	ほ	8-1	山林	0.0760	広葉樹 スギ	56		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
142	富士市南松野	1339-2				畑	0.0095								
143	富士市南松野	3115-2	142	に	39	畑	0.1656	広葉樹	62		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
			142	と	3			スギ	54						
144	富士市南松野	1524-1	141	へ	6	山林	0.2476	スギ ヒノキ	65		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
145	富士市南松野	3115-1	142	と	4	山林	0.2945	スギ	49						
146	富士市南松野	3116				山林	0.0634				2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
138	富士市南松野	1668-2	142	は	13	畑	0.0446	スギ	20				F3-44
139	富士市南松野	1668-3				田	0.0492						F3-44
140	富士市南松野	1668-5				畑	0.0231						F3-44
141	富士市南松野	1339-1	141	ほ	8-1	山林	0.0760	広葉樹 スギ	56				F3-45
142	富士市南松野	1339-2				畑	0.0095						F3-45
143	富士市南松野	3115-2	142	に	39	畑	0.1656	広葉樹	62				F3-46
			142	と	3			スギ	54				
144	富士市南松野	1524-1	141	へ	6	山林	0.2476	スギ ヒノキ	65				F3-47
145	富士市南松野	3115-1	142	と	4	山林	0.2945	スギ	49				F3-47
146	富士市南松野	3116				山林	0.0634						F3-47

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
147	富士市南松野	1670-1	142	は	13	山林	0.0495	ヒノキ	58		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
148	富士市南松野	1670-21	142	は	15	畑	0.0657	スギ	65						
149	富士市南松野	1670-23	142	は	16	畑	0.0357	ヒノキ	62						
150	富士市南松野	1715-1	142	ろ	18	山林	0.5378	広葉樹	58						
151	富士市南松野	1715-2	142	ろ	21	山林	0.0049	スギ ヒノキ	58						
			142	は	3			スギ ヒノキ	58						
152	富士市南松野	1644-1	142	は	28	山林	0.4790	スギ	64						
153	富士市南松野	1644-3	142	は	29	山林	0.0095	スギ	49						
154	富士市南松野	1644-4	142	は	29-1	山林	0.0370	スギ	57						
155	富士市南松野	1648-1-3	142	は	41	山林	0.0373	スギ 広葉樹	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
147	富士市南松野	1670-1	142	は	13	山林	0.0495	ヒノキ	58				F3-48
148	富士市南松野	1670-21	142	は	15	畑	0.0657	スギ	65				F3-48
149	富士市南松野	1670-23	142	は	16	畑	0.0357	ヒノキ	62				F3-48
150	富士市南松野	1715-1	142	ろ	18	山林	0.5378	広葉樹	58				F3-49
151	富士市南松野	1715-2	142	ろ	21	山林	0.0049	スギ ヒノキ	58				F3-49
			142	は	3	スギ ヒノキ		58					
152	富士市南松野	1644-1	142	は	28	山林	0.4790	スギ	64				F3-50
153	富士市南松野	1644-3	142	は	29	山林	0.0095	スギ	49				F3-50
154	富士市南松野	1644-4	142	は	29-1	山林	0.0370	スギ	57				F3-50
155	富士市南松野	1648-1-3	142	は	41	山林	0.0373	スギ 広葉樹	62				F3-50

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
156	富士市南松野	1649-2				山林	0.1312				2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
157	富士市南松野	1498-1	141	と	2	山林	0.3173	スギ	59						
158	富士市南松野	1498-2	141	と	3	畑	0.0112	スギ ヒノキ	54						
159	富士市南松野	1498-3	141	と	4	畑	0.0981	ヒノキ 広葉樹	54						
160	富士市南松野	1654	142	は	7	山林	1.0369	ヒノキ	48						
161	富士市南松野	1657-2	142	は	8	山林	0.8148	ヒノキ	61						
			142	は	9			スギ	52						
162	富士市南松野	1505-3	141	へ	23	山林	0.1064	広葉樹	57						
163	富士市南松野	1519-7	141	へ	10	山林	0.0862	広葉樹	57						
164	富士市南松野	1337	141	ほ	17	山林	0.4330	スギ ヒノキ	63						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		備考
156	富士市南松野	1649-2				山林	0.1312							F3-50
157	富士市南松野	1498-1	141	と	2	山林	0.3173	スギ	59					F3-51
158	富士市南松野	1498-2	141	と	3	畑	0.0112	スギ ヒノキ	54					F3-51
159	富士市南松野	1498-3	141	と	4	畑	0.0981	ヒノキ 広葉樹	54					F3-51
160	富士市南松野	1654	142	は	7	山林	1.0369	ヒノキ	48					F3-52
161	富士市南松野	1657-2	142	は	8	山林	0.8148	ヒノキ	61					F3-52
			142	は	9			スギ	52					
162	富士市南松野	1505-3	141	へ	23	山林	0.1064	広葉樹	57					F3-53
163	富士市南松野	1519-7	141	へ	10	山林	0.0862	広葉樹	57					F3-53
164	富士市南松野	1337	141	ほ	17	山林	0.4330	スギ ヒノキ	63					F3-55

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
			141	ほ	18			広葉樹 ヒノキ	73		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)		
165	富士市南松野	1360	141	へ	10	山林	0.0304	スギ	57					
166	富士市南松野	1527-2	141	へ	5	山林	0.0462	広葉樹	52					
167	富士市南松野	1640	142	は	36	山林	0.5874	ヒノキ	55					
			142	に	15			スギ	55					
168	富士市南松野	3130-1	142	に	31	山林	0.3413	ヒノキ	47					
169	富士市南松野	1683-1	142	は	26	畑	0.0069	スギ ヒノキ	52					
170	富士市南松野	1683-7												
171	富士市南松野	1656-1	142	は	9	山林	0.6000	ヒノキ	52					
172	富士市南松野	1656-2	142	は	10	山林	0.0122	スギ	57					

1. 森林経営
 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。

2. 森林管理
 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。

3. 森林施業
 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法
 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法
 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法
 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項
 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。
 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。
 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。
 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期
 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法
 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			141	ほ	18			広葉樹 ヒノキ	73				
165	富士市 南松野	1360	141	へ	10	山林	0.0304	スギ	57				F3-55
166	富士市 南松野	1527-2	141	へ	5	山林	0.0462	広葉樹	52				F3-55
167	富士市 南松野	1640	142	は	36	山林	0.5874	ヒノキ	55				F3-55
			142	に	15			スギ	55				
168	富士市 南松野	3130-1	142	に	31	山林	0.3413	ヒノキ	47				F3-55
169	富士市 南松野	1683-1	142	は	26	畑	0.0069	スギ ヒノキ	52				F3-57
170	富士市 南松野	1683-7				山林	0.0270					F3-57	
171	富士市 南松野	1656-1	142	は	9	山林	0.6000	ヒノキ	52				F3-58
172	富士市 南松野	1656-2	142	は	10	山林	0.0122	スギ	57				F3-58

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
173	富士市南松野	1657-1	142	は	11	山林	0.2393	スギヒノキ	74		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
174	富士市南松野	1669	142	は	12	山林	0.0495	広葉樹	65						
175	富士市南松野	1670-24	142	は	13	山林	0.0393	スギ	58						
176	富士市南松野	1670-28	142	は	14	山林	0.0287	ヒノキ	54						
177	富士市南松野	1670-30	142	は	15	山林	0.0806	スギ	65						
178	富士市南松野	1670-32	142	は	20	山林	0.1190	タケ							
179	富士市南松野	1670-33				山林	0.3847								
180	富士市南松野	1712-1				山林	0.0396								
181	富士市南松野	1712-2				山林	0.0555								
182	富士市南松野	1699-1	142	は	44	山林	0.2277	広葉樹ヒノキ	58						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
173	富士市南松野	1657-1	142	は	11	山林	0.2393	スギ ヒノキ	74				F3-58
174	富士市南松野	1669	142	は	12	山林	0.0495	広葉樹	65				F3-58
175	富士市南松野	1670-24	142	は	13	山林	0.0393	スギ	58				F3-58
176	富士市南松野	1670-28	142	は	14	山林	0.0287	ヒノキ	54				F3-58
177	富士市南松野	1670-30	142	は	15	山林	0.0806	スギ	65				F3-58
178	富士市南松野	1670-32	142	は	20	山林	0.1190	タケ					F3-58
179	富士市南松野	1670-33				山林	0.3847						F3-58
180	富士市南松野	1712-1				山林	0.0396						F3-58
181	富士市南松野	1712-2				山林	0.0555						F3-58
182	富士市南松野	1699-1	142	は	44	山林	0.2277	広葉樹 ヒノキ	58				

整理番号	配F3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
			142	は	46			広葉樹 ヒノキ	58		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
183	富士市南松野	1650-2	142	は	27	畑	0.0261	ヒノキ	55						
184	富士市南松野	1650-3	142	は	28-1	畑	0.0386	広葉樹	43						
185	富士市南松野	1655	142	は	21	山林	0.2433	タケ 広葉樹	50						
186	富士市南松野	1575-1	141	に	30	山林	0.2178	スギ	62						
187	富士市南松野	1575-2				141	に	31	畑	0.2000	ヒノキ				
188	富士市南松野	1505-5	141	へ	25	山林	0.1209	広葉樹 スギ	62						
189	富士市南松野	3117-1	142	に	27	畑	0.0357	スギ	72						
190	富士市南松野	3135-1				142	と	3	畑	0.0102	広葉樹				
191	富士市南松野	1651-6	142	は	25	山林	0.1547	スギ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			142	は	46			広葉樹 ヒノキ	58				
183	富士市 南松野	1650-2	142	は	27	畑	0.0261	ヒノキ	55				F3-60
184	富士市 南松野	1650-3	142	は	28-1	畑	0.0386	広葉樹	43				F3-60
185	富士市 南松野	1655	142	は	21	山林	0.2433	タケ 広葉樹	50				F3-60
186	富士市 南松野	1575-1	141	に	30	山林	0.2178	スギ	62				F3-61
187	富士市 南松野	1575-2	141	に	31	畑	0.2000	ヒノキ	62				F3-61
188	富士市 南松野	1505-5	141	へ	25	山林	0.1209	広葉樹 スギ	62				F3-63
189	富士市 南松野	3117-1	142	に	27	畑	0.0357	スギ	72				F3-66
190	富士市 南松野	3135-1	142	と	3	畑	0.0102	広葉樹	54				F3-66
191	富士市 南松野	1651-6	142	は	25	山林	0.1547	スギ	55				F3-67

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
192	富士市 南松野	1651-8	142	は	28-1	山林	0.0400	ヒノキ	43				F3-67
193	富士市 南松野	1516-1-3	141	へ	15	畑	0.0152	スギ	64				F3-68

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	所在地	静岡県富士宮市原942番地	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元	印
---------------	-----	---------------	-----------------------	---

権利を設定をする市町村（乙）	所在地	静岡県富士市永田町1丁目100番地	富士市長 小長井 義正	印
----------------	-----	-------------------	-------------	---

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

(3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

(4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。